

改正 平成12年3月10日条例第4号
平成17年3月31日条例第8号

平成16年6月21日条例第23号
平成27年3月27日条例第7号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 申請に対する処分（第5条—第11条）
- 第3章 不利益処分
 - 第1節 通則（第12条—第14条）
 - 第2節 聴聞（第15条—第26条）
 - 第3節 弁明の機会の付与（第27条—第29条）
- 第4章 行政指導（第30条—第35条）
- 第4章の2 処分等の求め（第35条の2）
- 第5章 届出（第36条）
- 第6章 雑則（第37条）

付則

第1章 総則

（目的等）

第1条 この条例は、処分、行政指導および届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによつて、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容および過程が市民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もつて市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導および届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）行政庁 条例等にもとづき処分権限を有する者またはその権限に属する事務を委任された者をいう。
- （1）の2 法令 法律および法律にもとづく命令（告示を含む。）をいう。
- （2）条例等 市の条例および市の執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程および地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）ならびに東京都文化財保護条例（昭和51年東京都条例第25号）、市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第107号）および東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第115号）により市が処理することとされた事務について規定する東京都の条例および東京都の執行機関の規則をいう。
- （3）処分 条例等にもとづく行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。
- （4）申請 条例等にもとづき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であつて、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。
- （5）不利益処分 行政庁が、条例等にもとづき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、またはその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - ア 事実上の行為および事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために必要とされている手続としての処分
 - イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請にもとづき当該申請をした者を名宛人としてされる処分
 - ウ 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分
 - エ 許認可等の効力を失わせる処分であつて、当該許認可等の基礎となつた事実が消滅した旨の届出があつたことを理由としてされるもの

- (6) 市の機関 地方自治法第2編第7章にもとづいて設置される青梅市の執行機関またはその機関の職員であって法令もしくは条例等により独立に権限を行使することを認められた職員をいう。
- (7) 行政指導 市の機関がその任務または所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為または不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に該当しないものをいう。
- (8) 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為(申請に該当するものを除く。)であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの(自己の期待する一定の条例等上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。)をいう。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第3号に掲げる用語の意義は第32条および第33条第2項において同号中「条例等にもとづく行政庁」とあるのは「行政庁」と、同項第4号に掲げる用語の意義は第31条において同号中「条例等」とあるのは「法令または条例等」とする。

(適用除外)

第3条 処分または行政指導で行政手続法(平成5年法律第88号)第3条第1項各号に掲げるものについては、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関、東京都の機関または特別区、市町村その他の地方公共団体もしくはその機関に対する処分(これらの機関または団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。)および行政指導ならびにこれらの機関または団体がする届出(これらの機関または団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この条例の規定は、適用しない。

第2章 申請に対する処分

(審査基準)

第5条 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準(以下「審査基準」という。)を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできるかぎり具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

(標準処理期間)

第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間(条例等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所に備え付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

(申請に対する審査および応答)

第7条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者(以下「申請者」という。)に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、または当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

(理由の提示)

第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件または公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載または添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

(情報の提供)

第9条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請にかかる審査の進行状況および当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

2 行政庁は、申請をしようとする者または申請者の求めに応じ、申請書の記載および添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

(公聴会の開催等)

第10条 行政庁は、申請に対する処分であつて、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該条例等において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

(複数の行政庁が関与する処分)

第11条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査または判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

2 一つの申請または同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合において、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

第3章 不利益処分

第1節 通則

(処分の基準)

第12条 行政庁は、不利益処分をするかどうかまたはどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準(次項において「処理基準」という。)を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

(不利益処分をしようとする場合の手續)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手續を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名宛人の資格または地位を直接に剝奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ アおよびイに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。

(2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手續を執ることができないとき。

(2) 条例等の規定上必要とされる資格がなかったことまたは失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であつて、その資格の不存在または喪失の事実が裁判所の判決書または決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

(3) 施設もしくは設備の設置、維持もしくは管理または物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であつてその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

(4) 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、または金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は書面により示さなければならない。

第2節 聴聞

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 予定される不利益処分の内容および根拠となる条例等の条項

(2) 不利益処分の原因となる事実

(3) 聴聞の期日および場所

(4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称および所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

(1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、および証拠書類または証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、または聴聞の期日への出頭に代えて陳述書および証拠書類等を提出することができること。

(2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号および第4号に掲げる事項ならびに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

(参加人)

第17条 第19条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者(同条第2項第6号において「関係人」という。)に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、または当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者(以下「参加人」という。)は、代理人を選任することができる。

3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第2項および第4項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

(文書等の閲覧および写しの交付)

第18条 当事者および当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条および第24条第3項において「当事者等」という。)は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果にかかる調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧

を拒むことができない。

- 2 前項の規定は、当事者等がその聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となったその資料の閲覧を更に求めることを妨げない。
- 3 行政庁は、前2項の閲覧について日時および場所を指定することができる。
- 4 当事者等は、聴聞が終結する時までは、行政庁に対し、第1項および第2項の規定により閲覧した資料の全部または一部について、その写しの交付を請求することができる。この場合において、写しの交付に要する費用は、当事者等の負担とする。

(聴聞の主宰)

第19条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他規則で定める者が主宰する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。
 - (1) 当該聴聞の当事者または参加人
 - (2) 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族または同居の親族
 - (3) 第1号に規定する者の代理人または次条第3項に規定する補佐人
 - (4) 前3号に規定する者であったことのある者
 - (5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人または補助監督人
 - (6) 参加人以外の関係人

(聴聞期日における審理の方式)

第20条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分の内容および根拠となる条例等の条項ならびにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

- 2 当事者または参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、および証拠書類等を提出し、ならびに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。
- 3 前項の場合において、当事者または参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者もしくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述もしくは証拠書類等の提出を促し、または行政庁の職員に対し説明を求めることができる。
- 5 主宰者は、当事者または参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。
- 6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(陳述書等の提出)

第21条 当事者または参加人は、聴聞期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書および証拠書類等を提出することができる。

- 2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書および証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

- 2 前項の場合においては、当事者および参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日および場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者および参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。
- 3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者または参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者または参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者または参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

第23条 主宰者は、当事者の全部もしくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書もしくは証拠書類等を提出しない場合、または参加人の全部もしくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、および証拠書類等を

提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

- 2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部または一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書または証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書および証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することができる。

(聴聞調書および報告書)

第24条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書（以下「聴聞調書」という。）を作成し、聴聞調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者および参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

- 2 聴聞調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。
- 3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書（以下単に「報告書」という。）を作成し、聴聞調書とともに行政庁に提出しなければならない。
- 4 当事者または参加人は、聴聞調書および報告書の閲覧を求めることができる。
- 5 第18条第4項の規定は、聴聞調書および報告書の写しの交付について準用する。この場合において、同条第4項中「当事者等は、聴聞が終結する時まで」とあるのは「当事者または参加人は」と、「第1項および第2項の規定により閲覧した資料」とあるのは「聴聞調書および報告書」と、「当事者等の」とあるのは「当事者または参加人の」と読み替えるものとする。

(聴聞の再開)

第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文および第3項の規定は、この場合について準用する。

(聴聞を経てされる不利益処分の決定)

第26条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、聴聞調書の内容および報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

第3節 弁明の機会の付与

(弁明の機会の付与の方式)

第27条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。

- 2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間を置いて、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分の内容および根拠となる条例等の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 弁明書の提出先および提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨ならびに出頭すべき日時および場所）

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項および第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号および第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

第4章 行政指導

(行政指導の一般原則)

第30条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該市の機関の任務または所掌事務の範囲を逸脱してはならないことおよび行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

- 2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことまたは第34条の2第1項の規

定による行政指導の中止等の求めをしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。ただし、他の条例で定めるところにより、その相手方に意見を述べる等の機会を与えた上で、行政指導の事実その他の当該条例で定める事項を公表することを妨げない。

(申請に関連する行政指導)

第31条 申請の取下げまたは内容の変更を求める行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

2 前項の規定は、申請者が行政指導に従わないことにより公の利益に著しい障害を生ずるおそれがある場合に、当該行政指導に携わる者が当該行政指導を継続することを妨げない。

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第32条 許認可等をする権限または許認可等にもとづく処分をする権限を有する市の機関が、当該権限を行使することができない場合または行使する意思がない場合においてする行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

(行政指導の方式)

第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨および内容ならびに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限または許認可等にもとづく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令または条例等の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

(1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの

(2) すでに文書(前項の書面を含む。)または電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

(複数の者を対象とする行政指導)

第34条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、市の機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

(行政指導の中止等の求め)

第34条の2 法令または条例等に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律または条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律または条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名または名称および住所または居所

(2) 当該行政指導の内容

(3) 当該行政指導がその根拠とする法律または条例の条項

(4) 前号の条項に規定する要件

(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

(6) その他参考となる事項

- 3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律または条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

(この章の解釈)

第35条 この章の規定は、市の機関が公の利益のために必要な行政指導を行うことを妨げるものと解釈してはならない。

第4章の2 処分等の求め

第35条の2 何人も、法令または条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分または行政指導（その根拠となる規定が法律または条例に置かれているものに限る。）がされていないと思量するときは、当該処分をする権限を有する行政庁または当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分または行政指導をすることを求めることができる。

- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。
 - (1) 申出をする者の氏名または名称および住所または居所
 - (2) 法令または条例等に違反する事実の内容
 - (3) 当該処分または行政指導の内容
 - (4) 当該処分または行政指導の根拠となる法令または条例等の条項
 - (5) 当該処分または行政指導がされるべきであると思料する理由
 - (6) その他参考となる事項
- 3 当該行政庁または市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果にもとづき必要があると認めるときは、当該処分または行政指導をしなければならない。

第5章 届出

(届出)

第36条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

- 2 届出が前項の要件に適合していない場合は、市の機関は、当該届出をすべき者に対し必要な要件を具備するよう求めるものとする。

第6章 雑則

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年7月1日から施行する。

(経過措置)
- 2 この条例の施行前に第15条第1項または第28条の規定による通知に相当する行為がされた場合においては、当該通知に相当する行為にかかる不利益処分の手続に関しては、第3章の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に、届出その他規則で定める行為（以下「届出等」という。）がされた後一定期間内に限りすることができることとされている不利益処分にかかる当該届出等がされた場合においては、当該不利益処分にかかる手続に関しては、第3章の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な経過措置は、規則で定める。

(青梅市市税賦課徴収条例の一部改正)
- 5 青梅市市税賦課徴収条例（昭和26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条から第6条までを次のように改める。

第4条 削除

(条例施行の細目)

第5条 この条例実施のための手続その他その施行について必要な事項は、この条例で定めるもの

のほか、規則で定める。

(青梅市行政手続条例の適用除外)

第6条 青梅市行政手続条例(平成8年条例第8号)第3条または第4条に定めるもののほか、この条例にもとづく処分その他公権力の行使に当たる行為については、青梅市行政手続条例第2章および第3章の規定は、適用しない。

2 青梅市行政手続条例第3条、第4条または第33条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、または納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第2条第1項第7号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第33条第2項および第34条の規定は、適用しない。

(青梅市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

6 青梅市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年条例第47号)の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

(青梅市行政手続条例の適用除外)

第1条の2 青梅市行政手続条例(平成8年条例第8号)第3条または第4条に定めるもののほか、この条例にもとづく処分その他公権力の行使に当たる行為については、青梅市行政手続条例第2章および第3章の規定は、適用しない。

(青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例の一部改正)

7 青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例(平成5年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「弁明および有利な証拠の提出の」を「その者が意見を述べ、証拠を提示する」に改める。

第27条第5項および第52条第2項を削る。

付 則(平成12年3月10日条例第4号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成16年6月21日条例第23号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

付 則(平成17年3月31日条例第8号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成27年3月27日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(青梅市市税条例等の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

(1) 青梅市市税条例(平成10年条例第34号)第6条の2第2項

(2) 青梅市国民健康保険税条例(平成10年条例第35号)第24条第2項